

# NEWSLETTER

北京品源知的財産権代理有限公司

2015年第4号

## 中国知財ニュース

### 中国知的財産法院に関する最新情報

7月初め、最高人民法院は特定テーマ会議を開き、三つの知的財産裁判所から活動情況報告を聴取した。最高人民法院の院長である周強氏は会議で、「知的財産裁判所のメカニズムを革新させ、知的財産審判体制の仕組みを推進し完全にして、知的財産審判の機能役割を十分に発揮することにより、国家革新駆動発展戦略の施行の推進に有力な司法サービスと保証を提供しなければならない」と語った。

周強氏は、具体的に、証拠裁判という原則を徹底して推進し、裁判所での裁判を中心とする意識を強化し、知的財産案件の専門化した審理プログラムと審理規則を探究し、裁判所での裁判の質と効率を高めるべきであると指摘した。周強氏は、また裁判文書理詰めを強化し、特に処理しづらく複雑で、典型的で、規則を確定した案件、あるいは社会で注目されている案件に対して、十分な法律理詰めを行い、裁判の基準を統一するべきであると指摘した。

北京知的財産法院の院長である宿遲氏、上海知的財産法院の院長である吳偕林、広州知的財産法院の院長である楊宗仁が会議で業務報告をした。その中で、知的財産裁判所の現状は、案件が多いことに対し裁判官の数が少ないという矛盾が突出しており、仕事の仕組みを整えなければならないなどの問題に直面している、と指摘した。

また、承れば、目下一般的に注目されている知的財産裁判所の案件審理において主に採用されている専門的な技術問題の解決方式には、技術調査官、専門的な技術知識を持つ人民陪審員の参加、弁理士及び関連事業体の技術者による陳述、専門家証人による陳述、司法鑑定結論、専門家アドバイスなどが含まれる。そして、承れば、将来北京、上海、広州の三つの知的財産裁判所の管轄範囲を拡大することを検討しており、すなわち、地域別に全国が三つに分類され、三つの裁判所によって管轄されるようになる。

### 専利権侵害製品のオンライン販売を行う際に、該専利権侵害製品の荷受地を連結点として相応する地域管轄を確立することができるかについて

この問題に対し、北京知的財産法院は2015年6月に一つの具体的な案件でその態度を示した。北京知的財産法院は、原告はオンラインによって専利権侵害製品を購入する際の荷受地を連結点として相応する地域管轄を確立することができない、即ち、新しい民事訴訟法の司法解釈第20条の規定が知的

財産権侵害案件に適用されるべきではないという考えを示している。これは北京にある原告又はこの方法で相応する地域管轄を北京へ転移しようとする原告にとって、専利権侵害起訴が北京知的財産法院によって受理されないというリスクに直面する可能性がある、ということになる。

一方、広州知的財産法院も2015年の1月に北京知的財産法院と同じ判断をした。

しかし、最高人民法院が北京知的財産法院のこのやり方に対しどのような態度を示すかがまだ不明であるため、この地域管轄確立の問題および関連法の適用という面においての論争は注目する価値があると考えられる。

## 2015年上半期の出願件数

中国国家知的財産局は今年の上半期に112.4万件の専利（特許、実用新案、意匠）出願を受理し、これは前年同期に比べて20.5%増加された。その内、特許出願の受理件数は42.4万件に達して、20.9%増加し、実用新案の受理件数は47.1万件に達して、28.5%増加し、意匠出願の受理件数は22.9万件に達して、6.4%増加した。

今年の上半期に受理した特許出願の中で、国内出願は36.1万件で、前年同期に比べて24.6%増加となり、出願総量の85.1%を占めており、外国出願は6.3万件で、前年同期に比べて3.6%増加となり、出願総量の14.9%を占めている。

## 中国判決紹介

事件番号	最高人民法院(2014)民提字第89号 2014年6月30日判決
再審申請人(一審被告、二審上訴人)	天津保興建材工貿有限公司
被申請人(一審原告、二審被上訴人)	銀川東方京寧建材科技有限公司
被申請人(一審原告、二審被上訴人)	張連勤
一審被告	寧夏煤炭基本建設有限公司

### 1. 事件の概要

実用新案権が設定登録された考案の一部を故意により実施したものであるにもかかわらず、間接侵害が認められなかった事件。

### 2. 事件の経緯

2012年03月 原告が寧夏回族自治区銀川市中級人民法院に実用新案権侵害訴訟を提起  
 2012年12月 審判請求人(一審被告、二審上訴人)の判決(下記7. 参照)  
 2012年12月 上訴人が寧夏回族自治区高級人民法院に上訴  
 2013年05月 審判請求人(二審原告)の判決(下記8. 参照)  
 2013年12月 最高人民法院が本件を再審

### 3. 事件の概要

2012年3月5日、張連勤と銀川東方京寧建材科技有限公司は、寧夏石炭基本建設有限公司と天津保興建材工貿有限公司が「多種類の断面形状を有するコンクリートに用いられる軽質多孔性材料充填体」という実用新案権を侵害したことを理由として、寧夏回族自治区銀川市中級人民法院に訴訟を提起した。

張連勤は、名称が「多種類の断面形状を有するコンクリートに用いられる軽質多孔性材料充填体」、番号がZL02293406.5の実用新案権(以下は単に係争専利)の権利者である。

銀川東方京寧建材科技有限公司は、2007年1月1日に張連勤より寧夏地域での係争専利技術の独占的使用権を得た。

寧夏石炭基本建設有限公司は、合法的なルートを通じて、天津保興建材工貿有限公司から被告製品を購入した。

天津保興建材工貿有限公司は、被告製品を販売し、パンフレットに専利証書と『清華大学の技術普及に協力するため、弊社で生産したLPM即ち「多種類の断面形状を有するコンクリートに用いられる軽質多孔性材料充填体」(専利番号ZL02293406.5)を中空コンクリート板における充填材料として用いている』という内容を記載した。

### 4. 本件考案

#### (1) 請求項の範囲

##### 【請求項1】

軽質多孔性材料(A)と隔離層(B)と補強層(C)とからなる、ことを特徴とする多種類の断面形状を有するコンクリートに用いられる軽質多孔性材料充填体。

**【請求項 2】**

軽質多孔性材料の外は隔離層（B）であり、隔離層は隔離材料が一層又は多層で塗布されてなるか、巻き付けられてなる、ことを特徴とする請求項 1 に記載の多種類の断面形状を有するコンクリートに用いられる軽質多孔性材料充填体。

**【請求項 3】**

隔離層外の周りに、鉄筋によって構成されている、螺旋筋又は鉄筋籠という形の補強層（C）がさらに設けられている、ことを特徴とする請求項 1 に記載の多種類の断面形状を有するコンクリートに用いられる軽質多孔性材料充填体。

**(2) 明細書の記載**

本考案は、多種類の断面形状を有するコンクリートに用いられる軽質多孔性材料充填体を提供することを目的とする。その主体成分は軽質多孔性材料であり、主材の外壁には隔離材料が一層又は多層で塗布されているか巻き付けられており、その周りにはさらに補強材料が設けられている。このような充填体は、軽量且つ低コストで、所定の強度、剛性および韌性を有し、鉄筋コンクリートを腐食させないという特徴を有している。

軽質多孔性材料は、発泡ポリスチレン、発泡ポリ塩化ビニル、発泡ポリウレタン、又は、膨張真珠岩など空隙率が大きく単位体積重量が小さい材料であってよい。

隔離材料は、グラウト類（例えばセメントペースト）、繊維類（例えば繊維布）、建築塗料類（例えばポリウレタン塗料、エマルジョン塗料又は弹性複合塗料）、テープ類（例えばビニールテープ）の中の一種または複数の組み合わせであってよい。

図 3 および図 4 は、それぞれに螺旋筋による補強図と鉄筋籠による補強図を示す。図において、9 は螺旋筋、10 はあら筋、11 は縦筋である。

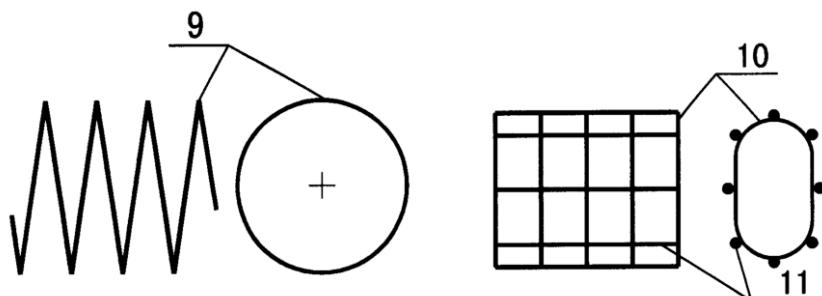


図 3

図 4

軽質多孔性材料の強度がより高いとき、又は工事現場で充填体に対し良い保護措置が取られているときは、補強層を設けなくてよい。

**5. 被告製品の構成**

- 主体は発泡ポリフェニルの本体である
- 発泡ポリフェニルの一面にはセメントモルタルと網目状繊維布との組合せ体が設けられており、製品全体の外側はビニールテープによって包まれている

**6. 事件全体を通した争点**

被告製品は係争専利に対し間接侵害を構成するか。

**7. 寧夏回族自治区銀川市中級人民法院の判断**

(1) 係争専利の請求項 1 に係る充填体は、A. 軽質多孔性材料、B. 隔離層、C. 補強層という三つの必要な技術的特徴を含む。

被告製品は、a. 主体は発泡ポリフェニルの本体であること、b. 発泡ポリフェニルの一面にはセメントモルタルと網目状繊維布との組合せ体が設けられており、製品全体の外側はビニールテープによって包まれていることを特徴とする。

係争専利の明細書には、軽質多孔性材料は、発泡ポリスチレン、発泡ポリ塩化ビニル、発泡ポリウレタン、又は、膨張真珠岩など空隙率が大きく単位体積重量が小さい材料であってよいと記載されている。被告製品は、その主体が発泡ポリフェニルであり、特徴 A. を備えている。

係争専利の明細書には、さらに、隔離材料は、グラウト類（例えばセメントペースト）、繊維類（例えば繊維布）、建築塗料類（例えばポリウレタン塗料、エマルジョン塗料又は弹性複合塗料）、テープ類（例えばビニールテープ）の中の一種または複種の組み合わせであってよいと記載されている。被告製品は、その外表面がセメントペーストとビニールテープの二種類の材料の組み合わせであり、特徴 B. を備えている。

被告製品は係争専利に係る発明の特徴 A. と B. は備えているが、特徴 C. の補強層は備えていない。係争専利にある条件では補強層を設けなくてよいと記載されているが、当該記述が請求項に記載されていないため、明細書の関連記述によって係争専利の保護範囲を確定することはできない。よって、補強層も係争専利においては必要な技術的特徴である。

(2) 工事用図面と公証書の記載によると、被告製品が使用過程においてスラブの上鉄筋、下鉄筋および前後左右方向の鉄筋から構成された鉄筋籠に置かれていることが見てとれる。係争専利の明細書には「隔離層外の周りに、鉄筋によって構成されている、螺旋筋又は鉄筋籠という形の補強層がさらに設けられている」との補強層の作り方がさらに記載されており、被告製品が置かれる鉄筋籠は特徴 C. に相当する。よって、被告製品は使用過程において、係争専利の発明の三つの必要な技術的特徴を備える。

(3) 寧夏石炭基本建設有限公司が使用した被告製品は、合法的な出所があり、それ相応の対価を支払っており、また、天津保興建材工貿有限公司のパンフレットに係争専利権者の許可を得たという旨の内容があり、特徴 C. に相当する「鉄筋籠」は確かに寧夏石炭基本建設有限公司によって制作されているが、鉄筋籠の制作は現場打ち中空コンクリート板を生産するために必要な工程であり、故意に専利権侵害を行うために実施したわけではなく、善意で使用されているため、張連勤の実用新案権を侵害していない。

天津保興建材工貿有限公司が製造した被告製品は、係争専利のすべての必要な技術的特徴を備えているわけではないが、製造された被告製品が鉄筋籠に置かれれば、係争専利に係るすべての必要な技術的特徴を備えることになり、専利権侵害を構成し、相応する民事責任を負わなければならない。

## 8. 寧夏回族自治区高級人民法院の判断

(1) 係争専利の請求項 1 に係る充填体は、A. 軽質多孔性材料、B. 隔離層、C. 補強層という三つの必要な技術的特徴を含む。

被告製品は、a. 主体は発泡ポリフェニルの本体であること、b. 発泡ポリフェニルの一面にはセメントモルタルと網目状繊維布との組合せ体が設けられており、製品全体の外側はビニールテープによって包まれていることを特徴とする。

比較および分析によると、特徴 a. は特徴 A. と同じであり、特徴 b. は特徴 B. と同じであり、被告製品は特徴 C. である「補強層」を有していない。

(2) 工事用図面と公証書の記載によると、被告製品は使用過程において、スラブの上鉄筋、下鉄筋および前後左右方向の鉄筋から構成された鉄筋籠に置かれ、鉄筋籠は特徴 C. に相当する。よって、被告製品は使用過程におき、係争専利の発明の三つの必要な技術的特徴を備えており、専利権侵害を構成する。

(3) 天津保興建材工貿有限公司は、被告製品がコンクリートにおける鉄筋に置かれることは、自身が実施した行為ではないため、専利権侵害をしたとしても、自身とは関係がないと抗弁した。しかし、天津保興建材工貿有限公司は、その生産した被告製品が鉄筋に置かれて使用され、かつ、鉄筋籠の制作は、現場打ち中空コンクリート板を生産するために必要な工程であることをよく知っている。工事用図面と公証書から、被告製品が使用過程において鉄筋籠に置かれることが見て取れ、被告製品が鉄筋に置かれて使用されることを天津保興建材工貿有限公司が周知していたのは明らかであり、そのため天津保興建材工貿有限公司には専利権侵害の過失があり、その抗弁理由は成立せず、支持され

ない。天津保興建材工貿有限公司は、パンフレットを印刷して、係争専利を宣伝したとともに、係争専利権者の許可を受けたと称することで、専利権侵害の過失があり、専利権侵害の民事責任を負うべきである。

## 9. 最高人民法院の判断

(1) 「最高人民法院による、専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」(法律解釈(2009年)21号)第7条の規定によると、権利侵害で訴えられた技術案が、専利権の保護範囲に入っているかを判断する際に、人民法院は専利権者が主張した請求項に記載された、全ての技術的特徴を審査しなければならない。権利侵害で訴えられた技術案に、請求項に記載された全ての技術的特徴と同一、あるいは均等なものが含まれている場合、人民法院はそれが専利権の保護範囲に入っていると認定しなければならない。権利侵害で訴えられた技術案において、請求項に記載された技術的特徴における一つ以上の技術的特徴が不足している、或いは、請求項に記載された技術的特徴と同一でもなく、均等でもない技術的特徴が一つ以上ある場合には、人民法院は権利侵害で訴えられた技術案が専利権の保護範囲に入っていないと認定しなければならない。

本案において、天津保興建材工貿有限公司が製造、販売した被告製品には、係争専利の請求項1に記載された補強層がなく、それに対して双方のいずれも争議がないため、被告製品自体は係争専利の保護範囲に入っていない。

(2) 銀川東方京寧建材科技有限公司と張連勤は、工事現場にて被告製品はスラブの上鉄筋、下鉄筋および前後左右方向の鉄筋から構成された鉄筋籠に置かれており、鉄筋籠は係争専利の請求項に記載した補強層を構成していると主張した。

これに対し、本法院は、以下のように認定した。

係争専利の請求項1は、当該充填体が軽質多孔性材料と隔離層と補強層とからなることを明確に記載している。係争専利の請求項3と明細書には「隔離層外の周りに、鉄筋によって構成されている、螺旋筋又は鉄筋籠という形の補強層がさらに設けられている」と記載されているが、相応する明細書の図1および図4からは補強層と隔離層が密着していることが分かる。同時に、係争専利の明細書には「このような充填体は、軽量且つ低コストで、所定の強度、剛性および韌性を有し、鉄筋コンクリートを腐食させない作用がある」と記載されている。上述した内容により、当業者は通常、補強層は係争専利の充填体の構成部分の一つであり、軽質多孔性材料と隔離層外部に直接設けられ、充填体の強度、剛性や韌性を強化することを目的としている、ということを理解するはずである。工事現場の鉄筋籠は、スラブの上鉄筋、下鉄筋および前後左右方向の鉄筋から構成され、スラブの構成部分であり、主な目的はスラブの強度を強めることである。確かに工事の際に被告製品は、上述の鉄筋によって形成された空間に置かれるが、明らかにこれらの鉄筋は被告製品のために設けられたものではなく、その目的も被告製品を保護するためではなく、ましては被告製品の構成部分でもなく、係争専利の請求項に記載された補強層と同一でもなく均等でもない。よって、銀川東方京寧建材科技有限公司と張連勤の上記のような鉄筋籠が係争専利の補強層を構成しているという主張は事実的な根拠がない。

(3) 天津保興建材工貿有限公司が製造および販売した被告製品は、係争専利の保護範囲に入らず、現場工事の技術案も係争専利の保護範囲に入らず、天津保興建材工貿有限公司と寧夏石炭基本建設有限公司は係争専利の専利権を侵害していない。

## 10. 考察

本最高人民法院判決では、被告製品が特許発明の一部を故意により実施したものであるにもかかわらず、間接侵害を認めませんでした。

中国では、間接侵害に関して、民法上の共同侵害に関する規定を準用しています。しかし、専利法上の規定や最高人民法院による司法解釈がないため、法院によって判断基準も異なります。2014年に最高人民法院により「専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解

釈（二）」（意見募集稿）が発表され、その第25条に共同侵害として間接侵害が規定されていますが、まだ発行には至っていない状況です。今後法改正により、間接侵害が専利法に追加されることを期待しております。

＜参考＞

「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）」（意見募集稿）

第25条：関連製品が専らに発明の実施に用いられる原材料、部品、中間物などであることを明らかに知っているにもかかわらず、専利権者の許可を得ず、当該製品を専利実施権のない者又は法律上権利侵害責任を負わない者に提供しており、権利者により、当該提供者の行為が権利侵害責任法第九条に規定された「権利侵害の助け行為」に当たると主張する場合、人民法院は、これを支持すべきである。

関連製品、方法を発明の実施に使用し得ることを明らかに知っているにもかかわらず、専利権者の許可を得ず、図面を提供するか技術案を伝授するような方式で、専利実施権のない者又は法律上権利侵害責任を負わない者が実施するよう積極的に誘導しており、権利者により、当該誘導者の行為が権利侵害責任法第九条に規定された「権利侵害の教唆行為」に当たると主張する場合、人民法院は、これを支持すべきである。